2. 教育•保育給付認定

教育・保育施設を利用するためには、市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。

教育・保育給付認定とは、教育・保育施設などを利用する際に、教育・保育の必要性を確認するために行う手続きで、お子さんの年齢と保育の必要性に応じて3つの認定区分があり、認定区分に応じて利用できる施設や時間、保育料が決定します。

1. 認定区分

認定区分	教育時間 保育時間	年齢区分•要件	利用できる施設	保育の 必要性
1号認定 (教育認定)	教育標準時間	満3歳以上 小学校就学前	幼稚園 認定こども園(幼稚園機能)	不要
2号認定	保育標準時間	満3歳以上 3歳の誕生日の前日から 小学校就学前まで	保育所 認定こども園(保育所機能) 幼稚園 (預かり保育を活用し利用可能)	· 必要
(保育認定)	保育短時間			
3号認定 (保育認定)	保育標準時間	満3歳未満	保育所 認定こども園(保育所機能) 地域型保育施設	
	保育短時間	O歳から3歳の誕生日の 前々日まで		

^{※3}号認定のお子さんは満3歳の誕生日の前日に自動的に2号認定となりますが、保育料は変更になりません。

◎教育・保育施設の種類

施設の種類		利用学齢	内容		
保育所		○ ~ 5歳児	保護者の就労や病気などで保育を必要とするお子さんに保育を 行う施設。		
認定こども園		0 ~ 5歳児	教育・保育を一体的に行う施設で、 幼稚園と保育所の両方の機能を兼ね備えた施設。		
地域型保育施設	小規模保育施設	○ ~ 2歳児	保護者の就労や病気などで保育を必要とするお子さんに保育を行う、定員19名までの比較的小規模な施設。		
	事業所内保育施設	○ ~ 2歳児	事業所が配置する保育施設で、 従業員のお子さんと地域のお子さんの保育を一緒に行う施設。		
幼稚園		3 ~ 5歳児	義務教育やその後の教育の基礎を培うための幼児教育を行う施設。		

[※]施設により受入月齢が異なりますので、P11~13の各施設の「受入月齢」をご確認ください。

早朝保育・延長保育を利用できる時間帯は

お父さん・お母さんの保育を必要とする理由(就労や妊娠・出産など)や就労の時間帯によって、各施設で行う面談等で決定します。

公立保育所に入所し、標準時間(7:30~18:45)で認定された場合でも全ての子どもさんが7:30~18:45まで利用できるとは限りません。



2. 保育を必要とする事由と認定の有効期間

保育施設を利用するために必要な「保育認定(2号認定・3号認定)」を受けるためには、

「保育の必要性」が必要で、保護者が次の「保育を必要とする事由」に該当し、家庭での保育が困難であることが必要です。 また、保育を必要とする事由ごとに、認定の有効期間が決まっており、保育施設はその有効期間内のみ利用することができます。

有効期間は、保育を必要とする事由の変更申請により変更(延長)することができます。

	有効期間は、保育を必要とする事田の変更申請により変更(延長)することができます。 						
No.	保育を必要とする事由		保育 必要量	認定の有効期間			
1	就労	月48時間以上の就労で 短時間認定の送迎が可能	短時間	小学校就学前まで (有期雇用の場合は就労している期間に限り認定となります。)			
•		月48時間以上の就労で 保護者の勤務時間帯により 短時間認定の送迎が不可能	標準時間	短時間認定での送迎の可否は 就労証明書の内容を基に判断します。			
		産前産後2か月間	標準時間	出産予定日の8週間前の月の初日から、 8週間を経過する日の翌日が属する月の末日			
2	妊娠 出産	産前産後3~6か月 (既に入所している児童のみ)	短時間	・出産予定日の6か月前の月の初日から、 予定日の3か月前の月の末日 ・産後3か月目の月の初日から、 産後6か月を経過する日が属する月の末日 妊娠・出産(産前産後3~6か月)の期間中に 2号または3号認定で保育施設に新規入所 させることはできません。			
3	疾病•障害		短時間 または 標準時間	小学校就学前まで (診断書の治療期間の終了日が属する月の末日まで)			
4	4 介護・看護		短時間 または 標準時間	小学校就学前まで			
5	5 災害復旧		標準時間	小学校就学前まで			
6	求職活動		短時間	90日を経過する日が属する月の末日 (申請により1回に限りさらに90日延長可)			
7	√ 就学・職業訓練		短時間 または 標準時間	卒業を予定する月の末日まで			
8	育児休業 (既に入所している児童のみ)				短時間	育児休業期間が終了する日の前月末又は当月の末日 ・ 注意 ・ 最長利用可能期間は育休を取得している対象児が 満1歳になる日の属する年度末までです。 ・ 育児休業の期間中に2号または3号認定で保育施設に 新規入所させることはできません。	
9	その他		短時間 または 標準時間	市長が認める期間			

[☆] 標準時間で認定を受けている場合でも、祖父母がお迎えに行けるなどにより、 保護者の方が短時間認定を希望される場合は、短時間認定をすることが可能です。